

# 岐南町体育施設等

## <指定管理者 募集要項>

令和7年8月

岐南町

## 【 目 次 】

1	管理対象施設の概要	1
2	応募資格等	1
3	指定期間	3
4	指定管理業務	3
5	応募方法	4
6	指定管理者の選定	6
7	指定管理料及び利用料金	7
8	指定管理者の指定、協定書の締結及び業務引継ぎ	9
9	応募にあたっての留意事項	9
1 0	指定の取消しについて	1 0
1 1	お問い合わせ先	1 1
	別紙 1 選定基準及び評価内容	1 2

### 様式

- ・ 指定管理者指定申請書 (様式第 1 号)
- ・ 事業計画書 (5 年間分) (様式第 2 号)
- ・ 収支計画書 (5 年間分) (様式第 3 号)
- ・ 自主事業計画書 (様式第 4 号)
- ・ 誓約書 (様式第 5 号)
- ・ 募集要項の内容等に関する質問書 (様式第 6 号)
- ・ 指定管理者指定申請辞退届
- ・ 共同事業体結成届出書
- ・ 共同事業体協定書

## 岐南町体育施設等指定管理者 募集要項

地域住民の心身の健全な発達及びスポーツ・レクリエーションの普及振興を図る目的から設置されている岐南町体育施設・スポーツセンターと、災害時の地域の災害対策活動の拠点及び平常時の地域コミュニティ活動の場としての機能を併せ持つ施設として設置されている岐南町防災コミュニティセンターの管理運営業務を、効果的かつ効率的に行うため、岐南町体育施設条例第 13 条、岐南町スポーツセンター条例第 12 条及び岐南町防災コミュニティセンター条例第 13 条の規定に基づき、次に掲げる施設の指定管理者（管理運営を実施する団体）を募集します。

### 1 管理対象施設の概要（詳細は仕様書内別紙 1 をご覧ください）

- ① 岐南町総合体育館（岐南町平成 7 丁目 47 番地）
- ② 岐南町町民運動場（笠松町米野字堤外 1784 番外）
- ③ 岐南町スポーツセンター（岐南町伏屋 5 丁目 65 番地）
- ④ 岐南町防災コミュニティセンター（岐南町伏屋 5 丁目 82 番地）

※上記施設を一括で管理運営できる団体を募集します。

### 2 応募資格等

(1) 法人その他の団体又は複数の団体により構成されるグループで、次の要件を満たす団体であること。（複数の団体により構成されるグループの場合は、構成団体となる全ての団体が要件を満たすことが必要。）

ア 代表者及び役員に破産者及び現に拘禁刑以上の刑に処せられている者がいないこと。

イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号の規定のいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過しない者でないこと。

ウ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされていないこと。

エ 民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。

オ 岐南町建設工事請負契約に係る資格停止等措置要領に定める資格停止措置を受けていないこと。

- カ 法人税、法人に係る県及び市町村民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
  - キ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、岐南町又は他の地方公共団体から指定の取消処分を受けてから 2 年を経過しない者でないこと。
  - ク 労働基準法等の労働関係法令の違反により公訴、送検又は命令等の行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けてから 1 年を経過しない者でないこと。
  - ケ 岐南町暴力団排除条例の第 6 条に規定する排除措置の対象でないこと。（指定管理者に指定された後に、排除措置対象法人等であることが判明し、岐阜羽島警察署から排除要請があった場合は、原則として指定を取り消します。）
  - コ 町職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条に規定する特別職（町長、副町長、教育長、町議会議員及び教育委員会、選挙管理委員会、監査委員会の委員に限ります。）又は一般職にある本町の職員をいいます。）が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者又は支配人の地位にある団体でないこと。
- (2) 岐阜県及び愛知県内に本店、支店又は事務所等を置いていること。（グループで申請する場合は、構成団体のうち責任割合が最大となる代表団体が岐阜県及び愛知県内に本店、支店又は事務所等を置いていること。）
- (3) 指定期間中、管理対象施設を一体的に安全かつ円滑に管理運営できる経営の規模及び能力を有する法人等であること。
- (4) 応募者は、株式会社、NPO 法人、その他の法人のほか、任意団体等の団体等でなければならず、個人での応募はできません。
- ※複数の法人等がグループを構成して応募する場合は、グループで適切な名称を設定し、代表となる法人等を選定の上、申請の際にグループを構成したことを証明する書類を提出すること。代表となる法人等は、当該グループにおける責任割合が最大となること。

※申請後の代表法人等及びグループを構成する法人等の変更は、原則認めないものとする。

### 3 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日（5 年間）

ただし、指定期間内であっても指定管理者の指定を取り消すことがあります。（詳細は「10 指定の取消しについて」をご覧ください。）

### 4 指定管理業務

#### （1）施設の運営に関する業務

- ① 利用の案内に関する事
- ② 受付業務等に関する事
- ③ 使用の許可に関する事
- ④ 施設の利用料金に関する事
- ⑤ 人事管理に関する事
- ⑥ 岐阜県公共施設予約サービスの利用に関する事
- ⑦ 庶務事務に関する事

#### （2）自主事業に関する業務

指定管理者は、施設の効用（設置目的）を最大限に引き出し、住民の利用促進や満足度を上げる目的から、次のとおり自主事業の実施を積極的に検討してください。なお、実施にあたっては、事前に町の承認が必要です。

自主事業の実施に要する経費は、指定管理者が負担し、事業により得た収入は、指定管理者に帰属します。

事業実施において、第三者に損害を与えた場合の損害賠償など当該事業の実施に伴う一切の責任は、指定管理者において対処していただきます。

また、施設の管理運営に関する業務と自主事業は、計画及び実績報告において収支を区分してください。

#### （3）施設及び設備の維持管理及び修繕等に関する業務

- (4) 利用者満足度の向上及び指定管理者としての自己評価等に関する業務
- (5) 適正な管理運営に関する業務
- (6) 緊急時の対応に関する業務
- (7) 防災拠点としての役割に関する業務
- (8) 指定管理施設以外の体育施設等に関する業務

## 5 応募方法

### (1) 提出書類

次の書類について、各 13 部（正本 1 部、その写し 12 部）をご提出ください。

- ① 指定管理者指定申請書（様式第 1 号）
- ② 事業計画書（5 年間分）（様式第 2 号）
- ③ 収支計画書（5 年間分、年度ごと）（様式第 3 号）
- ④ 自主事業計画書（様式第 4 号）
- ⑤ 誓約書（様式第 5 号）
- ⑥ 附属書類
  - a) 会社の登記事項証明書又は登記簿謄本（3 ヶ月以内に取得したもの）
  - b) 定款、寄附行為、規約又はこれに類する書類
  - c) 前事業年度分の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書
  - d) 法人税、本店等所在地の法人に係る県及び市町村民税、消費税及び地方消費税の納税証明書（直近 1 年分）

### (2) 提出上の注意事項

- ① 計画書等の様式  
様式は、A4 サイズ縦長、横書きとします。  
別添様式集を使用してください。
- ② 事業計画書の記載について

「3 事業計画」は、様式第2号に示した項目順を厳守し作成してください。

③ 再提出等

提出期限後の提出書類の追加及び再提出、又は差替えは原則として認めません。

④ 返却

提出された書類は返却しません。なお、ご提出いただいた書類は、選定委員が審査に使用するほか、町が審査に関する書類作成、決裁、記録用に使用いたします。

(3) 募集要項の配布期間、場所

① 募集要項の配布期間

令和7年8月28日(木)～令和7年9月26日(金)  
午前8時30分から午後5時15分  
※閉庁日は除きます。

場 所：〒501-6197

羽島郡岐南町八剣7丁目107番地

岐南町 生涯学習課(中央公民館内) 窓口

② 岐南町ホームページからのダウンロード期間

令和7年8月28日(木)～令和7年9月26日(金)  
[アドレス] <https://www.town.ginan.lg.jp>

(4) 施設見学会

日 時：令和7年9月4日(木)

午後1時30分から(2時間程度)

集合場所：岐南町総合体育館(岐南町平成7丁目47番地)

※4施設ありますので、移動手段は各自で確保願います。

※上記見学会以外の日程での、施設内見学はご遠慮ください。

※参加される場合は、2名以内とします。

(5) 応募受付期間

令和7年9月22日(月)～令和7年9月26日(金) 必着

(6) 書類提出先及び提出方法

提出先：岐南町 生涯学習課(中央公民館内)

提出方法：持参又は郵送

※持参による受け付けは、閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分です。

※郵送の場合は、書留郵便を用いること。

※受付期間最終日の午後5時15分を過ぎて役場に持参又は配達された場合は受付不可とします。

(7) 質問書及び回答について

受付期間：令和7年8月28日(木)～令和7年9月9日(火) 必着

持参による受け付けは閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分です。

受付方法：質問は書面のみ受け付けます。

様式第6号にご記入の上、直接ご提出いただくか電子メールにて提出してください。

電話や口頭等による質問、審査に関する質問、質問書受付期間終了後の質問は受付不可とします。

なお、質問書の提出等を行う際に電子メールを使用する場合は、必ず受信の確認をしてください。

回答日：令和7年9月16日(火)

質問に対する回答は、ホームページ上に掲載します。

## 6 指定管理者の選定

(1) 選定方法

岐南町指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)が、事業計画書等の書類審査のほかプレゼンテーションや質疑応答の内容などについて審査します。

選定委員会は、審査の結果(候補者・次点候補者)を町長へ報告し、町長が、選定委員会の意見を踏まえ、指定管理者の候補者を選定します。

(2) 審査会

日 ち：令和 7 年 10 月 14 日（火）

会 場：岐南町中央公民館 学習室

説明者は、各応募者につき 2 人以内とし、順次個別に審査します。プレゼンテーション、質疑応答は、提出書類を基に行い、追加の提案及び資料配布は禁止します。

審査会は非公開とします。

※詳細については、後日応募者へ連絡します。

(3) 選定基準（別紙 1）

個々の施設の設置目的や特性を踏まえ、以下の基準に基づき、住民サービスの向上や経費の効率化などの観点から審査項目を設定し、総合的に選定します。

ただし、審査会において応募者の総合点数が 5 割に満たない場合は、候補者・次点候補者に選定しません。

- ① 住民の平等利用が確保されるものであること。
- ② 施設の効用（設置目的）が最大限に発揮されるものであること。
- ③ 施設の管理に係る経費の効率化が図られるものであること。
- ④ 施設の管理を安定して行う物的能力、人的能力を有すること。
- ⑤ その他

(4) 結果の公表

各応募者に対し、「選定結果のお知らせ」を送付するとともに、町公式ホームページに候補者を公表します。

## 7 指定管理料及び利用料金

指定管理料の上限額は、下記のとおりとします。

令和 8 年度から令和 12 年度の 1 年度あたり 43,098 千円（消費税及び地方消費税を含みます。）

令和 8 年 4 月 1 日以降の利用分について、管理対象施設の施設使用料を概ね 1.3 倍とする条例改正案を令和 7 年 10 月の岐南町議会に提出予定です。

そのため、指定管理料の積算につきましては、使用料改定後の

収入見込みに基づき、「5 応募方法（1）提出書類 ③ 収支計画書」を作成してください。

なお、管理対象施設の使用料改定に係る条例改正案が岐南町議会で否決された場合は、「7 指定管理料及び利用料金（3）」の例外として、指定管理料の増額協議対象とします。

（1）岐南町体育施設等の指定管理にあたっては、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項に定められた利用料金制度を採用するため、利用料金については、指定管理者が自らの収入として収受できます。

（2）利用料金は、岐南町体育施設条例、岐南町スポーツセンター条例及び岐南町防災コミュニティーセンター条例に規定する金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て、定めることができます。

ただし、上記指定管理料の上限額には一定の減免分を加味しており、減免基準で定める団体による利用の場合、この減免分に関して町から別途補填はありません。

（3）指定管理料は町と指定管理者の協議により、毎年度締結する協定書において定めるものとします。指定管理料の額は、申請の際に提案された額を上限とし、原則として増額は認めません。

また、指定管理料は原則として精算しません。

（4）令和 8 年 4 月 1 日以降の各施設使用分で、令和 8 年 3 月 31 日までに納入された利用料金収入については、町又は現在の指定管理者から次期指定管理者に負担金として支払います。

（5）令和 13 年 4 月 1 日以降の各施設使用分で、令和 13 年 3 月 31 日までに指定管理者に納入された利用料金収入については、指定期間満了後、収入証拠書類を添えて、町又は次期指定管理者に支払うこととします。

（6）指定管理業務に係る経費及び収入は、法人等の団体が通常使用

している口座とは別の口座で管理してください。また、指定管理業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区分して整理してください。

## 8 指定管理者の指定、協定書の締結及び業務引継ぎ

- (1) 指定管理者の指定は、岐南町議会での議決を経て行います。  
その後、管理運営に係る協定書を締結します。
- (2) 指定管理に関する協定の発効までに、現在の指定管理者から業務の引継ぎを受けてください。なお、引継ぎに要する全ての経費は指定管理者の負担とします。
- (3) 指定期間が満了する年度においては、引継ぎ事務が発生します。次期指定管理者に業務を引継ぐ場合には、当該施設の管理運営に支障をおよぼすことのないよう、円滑な引継ぎ業務に協力するとともに、必要書類及びデータ等を整備してください。

## 9 応募にあたっての留意事項

### (1) 接触の禁止

応募予定者及び応募者は、選定委員会委員、町の関係職員、他の応募予定者及び他の応募者と本件提案についての接触（施設見学会や質問書の提出等正当な行為を除く。）を禁止します。なお、接触の事実等が認められた場合、失格になることがあります。

### (2) 重複提案の禁止

1 応募者が、本件について複数の提案をすることはできません。また、単独で提案した応募者が、他のグループの構成団体となることや、1 団体が複数のグループにおいて同時に構成団体となることはできません。

### (3) 費用負担

応募に関して要した費用は、全て応募者の負担とします。

(4) 応募書類の著作権

応募書類等の著作権は、応募者に帰属します。ただし、町は、本件指定管理者の公募に関する公表等必要と認める場合は、応募書類の内容を無償で使用できるものとします。

また、提出された応募書類は、岐南町情報公開条例に規定する「公文書」として、同条例に基づく開示請求の対象となります。

(5) 町が提供する本件関係資料に係る目的外使用の禁止

今回の募集にあたり、町から応募者へ提供する書類は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。

10 指定の取消しについて

以下の事由に該当した場合、指定管理者の指定が取り消され、又は停止されることがあります。なお、指定管理者の指定が取り消され、又は停止された場合、指定管理料の返還や違約金が発生します。

- (1) 公の施設の設置条例の規定又は協定書に記載の事項に違反したとき。
- (2) 報告の要求等に対して正当な理由なくこれに応じないとき、又は虚偽の報告をしたとき。
- (3) 応募資格を満たさなくなったとき。
- (4) 指定管理者に滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売、破産等の手続が開始されたとき。
- (5) 指定管理者の代表者、役員又は従業員が、法令、条例、協定等に違反し、又は違反するおそれがあると認められるとき、その他管理業務を継続させることが社会通念上著しく不適當であるとき。
- (6) 管理業務の処理が著しく不適當であると認められるとき。

(7) 管理業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。

(8) その他指定管理者として不相当と認められるとき。

### 指定管理者選定スケジュール

募集要項等の配布開始	令和7年8月28日(木)
質問書受付開始	令和7年8月28日(木)
施設見学会	令和7年9月4日(木)
質問書受付終了	令和7年9月9日(火)
質問回答日	令和7年9月16日(火)
応募受付開始	令和7年9月22日(月)
応募受付終了	令和7年9月26日(金)
選定委員会 審査会	令和7年10月14日(火)
指定管理候補者選定・通知	令和7年10月下旬 予定
指定管理者の指定	令和7年12月議会議決後予定

#### 1.1 お問い合わせ先

岐南町 生涯学習課（中央公民館内）

午前8時30分から午後5時15分（閉庁日は除きます）

〒501-6197 羽島郡岐南町八剣7丁目107番地

T E L : 058-247-1334

E-mail : syougai@town.ginan.lg.jp

[ホームページ] <https://www.town.ginan.lg.jp>

## 選 定 基 準 及 び 評 価 内 容

別紙 1

<申請団体名>

<選定委員名>

※評価方法 評価点5点…特に優れている 4点…優れている 3点…普通 2点…劣る 1点…特に劣る

選定基準	配点	評価内容
① 住民の平等利用が確保されるものであること	10	「住民の平等利用の確保」に対する考え方（理解度）が明確で、取組みへの方策が示されているか
		情報公開、広報など透明性への積極的な取組みが示されているか
② 施設の効用(設置目的)が最大限に発揮されるものであること	40	対象施設の設置目的を理解し、運営の目標又は目標達成基準が具体的で、実現に向けた管理方針が示されているか
		利用者のニーズ、苦情を把握し、質の高いサービスの提供につなげる方策が示されているか
		住民の施設利用促進、利用者増に向けた具体的な方策が示されているか
		ノウハウを活かした自主事業の提案に具体性が示されているか
③ 施設の管理に係る経費の効率化が図られるものであること	15	「管理経費の効率化」に対する考え方（理解度）が明確で、経費節減の具体的方策が示されているか
		指定管理経費の設定額及び収支の積算は妥当であるか
		提案価格による得点（下記の計算式により算出）
		$\frac{\text{提案最安見積金額(総額)}}{\text{当該団体の見積金額(総額)}} \times 100 \times 5\%$ ※小数点以下切り捨て
④ 施設の管理を安定して行う物的能力、人的能力を有すること	25	「管理を安定して行う物的能力、人的能力」に対する考え方（理解度）を示し、安定的な経理基盤を有しているか
		対象となる公の施設に類似する事業、業務の実績があるか
		管理業務に関する知識と経験を有した職員の配置計画、管理体制により、安全確保及び施設の機能を発揮する方策が示されているか
		安全管理、個人情報保護及び情報公開等への法令遵守や、職員への人材育成の方策が示されているか
⑤ その他	10	事故、災害等緊急時の危機管理体制・マニュアルに具体性があるか
		適切なスポーツ指導が可能な知識、技術を身につけた有資格者が配置されているか
		地域団体等との連携及びこれらの振興等に対する方策が示されているか
		地域経済貢献（地元住民の雇用、一部業務の再委託発注等による地元法人等団体の育成等）について具体的な提案が示されているか